



南押原駐在所だより

発行
鹿沼警察署
南押原駐在所
75-2300

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!! 令和8年9月1日改正道路交通法施行令施行

○法定速度が引き下げられる場所は、日常生活に利用されるような、中央線等がない道路です。
例…中央線等がない住宅街の道路、中央線等がない農道等

○道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
例…道路標識により最高速度が40km/hと指定されている道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

○次の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路



※最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守るために実施しているものです。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

『秋の交通安全県民総ぐるみ運動』を実施します!!

期間 令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

【運動の重点】



JA共済・栃木県警察・宇都宮アート＆スポーツ専門学校

○〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

○〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

○〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進